# 総会の紹介

* 構成

総会は連合の最高議決機関であり、各会員団体の首長により構成され、二年ごとに隔年で開催。

議長は１人で、連合を代表し、総会を開催する自治体の首長をもって充てることとし、任期は総会の終了日までとする。 ただし、議長に事故ある時には、所属自治体の副団体長がその職務を代行する。

※ 2000年兵庫総会までは、総会を開催した自治団体の首長が次期総会開催時まで議長職を遂行し、次期総会開催団体長が副議長を引き受ることとなっていた。 しかし、第４回ハバロフスク総会以後、現行の方式に変更。

* 機能

憲章第８条は、総会の機能として10項目を規定

1. 監事の選出議決

2. 予算・決算および事業計画の承認

3. 会員の入会および除名議決

4. 会費の決定

5. 憲章の改定

6. 機構の解散および清算決定

7. 次期総会開催に関する事項の決定

8. 事務局設置場所の決定

9. 各種事業計画および執行

10. その他必要であると認められる事項

* 議事決定

各会員団体は、同等に一票の投票権を持つ。

総会の機能のうち、第一号より第8号に明示された事項は、在籍会員の過半数の出席と、出席会員三分の二以上の賛成により議決され、 そのうちその他の事項に関しては、在籍会員のうち過半数の出席と、出席会員の過半数の賛成により議決。.